⑨ (略)

⑨の2 (略)

⑨の3 保育・教育等移行支援加算の取扱い

通所報酬告示第2の9の3の保育・教育等移行支援加算については、2の(1)の⑮の3を準用する。

⑩ (略)

- (3) 放課後等デイサービス給付費
 - ① 放課後等デイサービス給付費の区分

放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に 規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定す ることとされており、具体的には、次のとおりであること。

(一) 通所報酬告示第3の1の<u>イ(1)又はロ(1)</u>を算定する 場合

ア (二)に該当しない障害児について算定すること。

<u>イ</u> 次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。

- (i) 指定通所基準第 66 条第1項第1号の基準を満たしていること。
- (ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3 以上の日常生活動作について全介助を必要とするも の及び第 269 号告示別表第二に掲げる項目の欄の区 分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表 の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した 点数の合計が 13 点以上であると市町村が認めたもの (以下「指標該当児」という。) の占める割合が 50%

現 行

⑨ 延長支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の9の延長支援加算については、2の(1)の ⑤を準用する。

9の2 関係機関連携加算の取扱い

通所報酬告示第2の9の2の関係機関連携加算については、2の(1)の⑤の2を準用する。

⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加 算の取扱い

通所報酬告示第2の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑥を 準用する。

- (3) 放課後等デイサービス給付費
 - ① 放課後等デイサービス給付費の区分

放課後等デイサービス給付費の区分については、第 269 号告示に 規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定す ることとされており、具体的には、次のとおりであること。

- (一) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合
 - ア (二)に該当しない障害児について算定すること。
 - イ 指定放課後等デイサービスの単位であって、児童指導員、 保育士、障害福祉サービス経験者又は機能訓練担当職員の員 数の総数が、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。
 - (i) 障害児の数が 10 人以下の指定放課後等デイサービ スの単位にあっては、2人以上。
 - (ii) 障害児の数が 11 人以上の指定放課後等デイサービ スの単位にあっては、2人に、障害児の数が 10 を超 えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数 以上であること。

	(別紙3)
改正後	現 行
以上であること。	ウ 指定通所基準第 71 条の2の規定による基準該当放課後等
(iii) 指定通所基準第 66 条第3項第1号の基準を満たし	デイサービス事業所又は指定通所基準第71条の4において
ていること。	準用する指定通所基準第54条の6から第54条の8までの規
	定による基準該当放課後等デイサービスについて算定する
	こと。
(一の二) 通所報酬告示第3の1のイ(2)を算定する場合	
ア (二) に該当しない障害児について算定すること。	
<u>イ 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。</u>	
(i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たし	
<u>ていること。</u>	
(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3	
以上の日常生活動作について全介助を必要とするも	
の及び指標該当児の占める割合が 50%以上であるこ	
<u> </u>	
(iii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満	
であること。	
なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定	
める標準的なサービス提供時間に1日に設置される	
単位の数を乗じた数とする。	
(例1) A 標準的なサービス提供時間: 4 時間	
B 1日に設置される単位の数:1単位	
提供時間:A×B=4時間	
<u>(例2) A 標準的なサービス提供時間:2時間</u> B 1日に設置される単位の数:2単位	
<u>B 1 日に設置される単位の数: 2 単位</u> 提供時間:A×B= 4 時間	
(一の三) 通所報酬告示第3の1のイ(3)又はロ(2)を算定	
する場合	
ア (二) に該当しない障害児について算定すること。	
イ 次の(i)及び(ii)のいずれにも該当すること。	
(i) 指定通所基準第 66 条第1項第1号の基準を満たし	
The state of the s	

ていること。

障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3

(ii)

	(万)队(3)
改正後	現 行
以上の日常生活動作について全介助を必要とするも	
の及び指標該当児の占める割合が 50%未満であるこ	
<u> </u>	
(一の四) 通所報酬告示第3の1のイ(4)を算定する場合	
ア (二) に該当しない障害児について算定すること。	
イ 次の(i)から(ii)までのいずれにも該当すること。	
(i) 指定通所基準第 66 条第1項第1号の基準を満たし	
<u>ていること。</u> (ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3	
以上の日常生活動作について全介助を必要とするも	
の及び指標該当児の占める割合が 50%未満であるこ	
シ及り指示核当元の自める前日が 50/0不順でめること	
(iii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満	
であること。	
なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定	
める標準的なサービス提供時間に1日に設置される	
単位の数を乗じた数とする。	
(二) 通所報酬告示第3の1の <u>ハ</u> を算定する場合	(二) 通所報酬告示第3の1の <u>ロ</u> を算定する場合
ア 障害児が重症心身障害児であること。	ア 障害児が重症心身障害児であること。
イ 指定通所基準第六十六条第三項の基準を満たしているこ	イ 嘱託医、看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職
<u>Ł.</u>	<u>員をそれぞれ1名以上配置していること。</u>
(二の二) 通所報酬告示第3の1のニを算定する場合	
指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサ	
一ビスの事業を行う事業所であること。	
(二の三) 通所報酬告示第3の1のホ(1)を算定する場合	
指定通所基準第71条の3から第71条の6までの規定による 基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所である	
<u> </u>	
<u></u>	
指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第	
54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発	
達支援事業所であること。	

	(別紙3)
改正後	現 行
(三) 通所報酬告示第3の1の注3又は注4を算定する場合 ア 通所報酬告示第3の1のイ <u>又はロ</u> を算定していること。 イ (略)	(三) 通所報酬告示第3の1の注3又は注4を算定する場合 ア 通所報酬告示第3の1のイを算定していること。 イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者
(四) (略)	の員数のうち、1以上が児童指導員等であること。 (四) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の 算定について 通所報酬告示第3の1の注6の開所時間減算については、
(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について	2の(1)の①(六)を準用する。
報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下 のとおり取り扱うこととする。	
ア 当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日 をもって終わる年度とする。以下同じ。)の延べ利用人数を	
用いる。 イ (一) 又は (一の二) を算定するには、指標該当児の当該	
年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で 除して得た数が 50%以上であること。 なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を	
切り上げるものとする。	
<u>ウ 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数</u> を合算するのではなく、放課後等デイサービスの報酬を算定	
している障害児の延べ利用人数により算出すること。 エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、	
(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全く	
ない場合を含む。)の障害児の数は、新設又は増改築等	
の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から6体制届の提出までの間の在籍者数(契約者数)に占め	
る指標該当児の割合により報酬区分を判定することと し、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間	
は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延	

の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間に おける障害児の延べ利用人数により算出すること。

- (ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。
- (iii) これにより難い合理的な理由がある場合であって、都 道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市において は、指定都市又は児童相談所設置市の市長)が認めた場 合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定する ことができるものとする。
- オ 報酬区分の導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあっては、平成30年4月1日時点の在籍者数(契約者数)に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定すること。また、導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。
- カ 平成31年3月31日までの間は、第269号告示別表第二に 掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等を それぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算 出した点数の合計が13点以上とあるのは、第269号告示別 表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる 頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当て はめて算出した点数の合計が13点以上又はこれに準ずる状態とすること。
- ② 児童指導員等加配加算(I)の取扱い

通所報酬告示第3の1の注8の<u>児童指導員等加配加算(I)</u>は、 指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な障 害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等 支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必 要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従 ② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い 通所報酬告示第3の1の注7の児童発達支援管理責任者専任加 算については、2の(1)の②を準用する。

行

現

③ 指導員加配加算の取扱い

通所報酬告示第3の1の注8の指導員加配加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとし

<u>業者</u>を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 通所報酬告示第3の1の注8のイについては、以下の<u>アか</u>らウまでのいずれも満たす場合に算定すること。
 - ア (二)に該当しないこと。
 - <u>イ</u> 通所報酬告示第3の1の注3又は注4の加算を算定している事業所において、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、<u>理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者</u>を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。
 - ウ (1) 又は(2) を算定する場合にあっては、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数と<u>イ</u>の加配職員の総数のうち、児童指導員等<u>又は保育士</u>を2名以上配置(常勤換算による算定)していること。
- (二) 通所報酬告示第3の1の注8の口については、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。
 - ア 通所報酬告示第3の1のハを算定していること。
 - イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者 の員数に加え、<u>理学療法士等、児童指導員等又はその他の従</u> 業者を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。

③ 児童指導員等加配加算 (Ⅱ) の取扱い

通所報酬告示第3の1の注9の児童指導員等加配加算(II)は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数及び通所報酬告示第3の1の注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

現 行

て都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、 以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 通所報酬告示第3の1の注8のイについては、以下の<u>ア及びイ</u>のいずれも満たす場合に算定すること。
 - <u>ア</u> 通所報酬告示第3の1の注3又は注4の加算を算定している事業所において、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、<u>児童指導員等</u>を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。
 - <u>イ</u> 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者 の員数と<u>ア</u>の加配職員の総数のうち、児童指導員等を2名以 上配置(常勤換算による算定)していること。
- (二) 通所報酬告示第3の1の注8の口については、以下のア及 びイのいずれも満たす場合に算定すること。
 - ア 通所報酬告示第3の1の注8のイを算定していないこと。
 - イ <u>放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、その他の従業者を1名以上配置(常勤換算に</u>よる算定)していること。

なお、ここでいう「その他の従業者」は、児童発達支援給付費 における「指導員等」と同義であること。 改 正 後 現 行

- (一) 以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。 ア 通所報酬告示第3の1のイの(1)若しくは(2)又は ロの(1)を算定していること。
 - イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数及び通所報酬告示第3の1の注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。
 - ウ イ又はロを算定する場合にあっては、放課後等デイサー ビス給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配 職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配 置(常勤換算による算定)していること。
- (二) 通所支援計画を作成していない場合は算定できないこと。
- ④ 看護職員加配加算の取扱い

通所報酬告示第3の1の注10の看護職員加配加算については、 次のとおり取り扱うこととする。

(一) 看護職員加配加算 (I)

<u>以下のア又はイのいずれか及びウを満たす場合に算定する</u>こと。

- ア 放課後等デイサービス事業所(イに該当する場合を除く)にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置(常勤換算による算定)し、医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児の数が1以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。
- イ 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあっては、指定通所基準に定める員数に加え、 看護職員を1名以上配置(常勤換算による算定)し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数 (定員5名の事業所に限り、16点以上の障害児については当該障害児1名で2名分として算定すること。)が

現 行

<u>5以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業</u> 所について加算するものであること。

ウ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供する ことができる旨を公表していること。なお、公表方法に ついては、インターネットの利用その他の方法により広 く公表するものであること。

(二) 看護職員加配加算(Ⅱ)

<u>以下のア又はイのいずれか及びウを満たす場合に算定する</u>こと。

- ア 放課後等デイサービス事業所 (イに該当する場合を除く) にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置 (常勤換算による算定) し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。
- イ 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置(常勤換算による算定)し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。
- ウ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供する ことができる旨を公表していること。なお、公表方法に ついては、インターネットの利用その他の方法により広 く公表するものであること。

(三) 看護職員加配加算(Ⅲ)

以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。

ア 放課後等デイサービス事業所 (イに該当する場合を除く) にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を3名以上配置 (常勤換算による算定) し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業

	(別紙3)
改 正 後	現 行
所について加算するものであること。	
イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供する	
ことができる旨を公表していること。なお、公表方法に	
ついては、インターネットの利用その他の方法により広	
く公表するものであること。	
(四) (一)から(三)については、いずれか1つを算定するも	
のであること <u>。</u>	
(五) 障害児の数の算出方法については、2の(1)の④の3の	
(五)を準用する。	
⑤ 共生型サービス体制強化加算の取扱い	
通所報酬告示第3の1の注 11 の共生型サービス体制強化加算に	
ついては、2の(1)の④の4を準用する。	
<u>⑥</u> 家庭連携加算の取扱い	④ 家庭連携加算の取扱い
通所報酬告示第3の2の家庭連携加算については、2の(1)の	通所報酬告示第3の2の家庭連携加算については、2の(1)の
⑤を準用する。	⑤を準用する。
⑦ 事業所内相談支援加算の取扱い	④の2 事業所内相談支援加算の取扱い
通所報酬告示第3の2の2の事業所内相談支援加算については、	通所報酬告示第3の2の2の事業所内相談支援加算については、
2の(1)の⑤の2を準用する。	2の(1)の⑤の2を準用する。
⑧ 訪問支援特別加算の取扱い	⑤ 訪問支援特別加算の取扱い
通所報酬告示第3の3の訪問支援特別加算については、2の(1)	通所報酬告示第3の3の訪問支援特別加算については、2の(1)
の⑥を準用する。	の⑥を準用する。
⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱い	⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い
通所報酬告示第3の4の利用者負担上限額管理加算については、	通所報酬告示第3の4の利用者負担上限額管理加算については、
2の(1)の⑧を準用する。	2の(1)の⑧を準用する。
⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い	⑦ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

- ② 福祉専門職員配置等加算の取扱い 通所報酬告示第3の5の福祉専門職員配置加算については、2の (1)の⑨を準用する。
- ① 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第3の6の欠席時対応加算については、2の(1) の①を準用する。
- ⑩ 特別支援加算の取扱い通所報酬告示第3の7の特別支援加算については、2の(1)の

- ① 福祉専門職員配置等加算の取扱い 通所報酬告示第3の5の福祉専門職員配置加算については、2の (1)の⑨を準用する。
- ⑧ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第3の6の欠席時対応加算については、2の(1) の⑪を準用する。
- ⑨ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の7の特別支援加算については、2の(1)の

②を準用する。

③ 医療連携体制加算の取扱い

通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の(1)の③を準用する。

④ 送迎加算の取扱い

通所報酬告示第3の9の送迎加算については、障害児に対して、 その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を 行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うことと する。

(一) (略)

- (二) 通所報酬告示第3の9の注1の2については、(一)及び ④を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、 喀痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行 う場合に算定を行うものであること。
- (三) 通所報酬告示第3の9の口については、重症心身障害児に 対して、送迎を行った場合に算定する。

また、重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第3の1の<u>ハ</u>により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。

なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。

- (四) 送迎については、指定放課後等デイサービス事業所等と居 宅又は学校までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切 な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについて も、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通 所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要が あることに留意すること。
- (五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、

現 行

迎を準用する。

⑩ 医療連携体制加算の取扱い

通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の(1)の®を進用する。

① 送迎加算の取扱い

通所報酬告示第3の9の送迎加算については、障害児に対して、 その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を 行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うことと する。

- (一) 通所報酬告示第3の9のイについては、障害児(重症心身 障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。
- (二) 通所報酬告示第3の9の口については、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。

また、重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第3の1の<u>口</u>により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。

なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。

(三) 送迎については、指定放課後等デイサービス事業所等と居宅又は学校までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。

所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第3の9の注1の2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

⑤ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の10の延長支援加算については、2の(1)の⑮を準用する。

⑥ 関係機関連携加算の取扱い

通所報酬告示第3の10の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) (略)

(二) (略)

① 保育・教育等移行支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の⑩の3の保育・教育等移行支援加算については、2の(1)の⑮の3を準用する。

<u>®</u> 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加 算の取扱い

通所報酬告示第3の11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算及 び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑯を 現 行

② 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示第3の10の延長支援加算については、2の(1)の⑤を準用する。

②の2 関係機関連携加算の取扱い

通所報酬告示第3の10の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 関係機関連携加算(I)を算定する場合 2の(1)の⑮の2の(一)を準用する。
- (二) 関係機関連携加算(Ⅱ)を算定する場合
 - ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、 就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。
 - イ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡 調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就 労継続 A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算 の対象とならないこと。
 - ウ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意 を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも 会議の開催まで求めるものではないこと。
 - エ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手や やり取りの内容について記録をすること。

<u>③</u> 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加 算の取扱い

通所報酬告示第3の11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算及 び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑥を

(別紙3) 改正後 行 現 準用する。 準用する。 (4) 居宅訪問型児童発達支援給付費 ① 訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)の取扱い 通所報酬告示第4の1の注2の訪問支援員特別加算(専門職員が 支援を行う場合) については、障害児通所支援事業、障害児相談支 援事業若しくはこれらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ず る者又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者又はこれ に準ずる者であって、次の(一)又は(二)のいずれかの職員が配 置されているものとして都道府県知事に届け出た事業所について 加算するものであること。 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看 護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任 者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置 された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業 務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者 障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれ に準ずる業務に10年以上従事した者 ② 特別地域加算の取扱い 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定通所基準第71条 の13第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えて支援を提供 した場合、指定通所基準第71条の12第3項に規定する交通費の支 払いを受けることはできないこととする。 ③ 通所施設移行支援加算の取扱い 通所報酬告示第4の2の通所施設移行支援加算については、以下 のとおり取り扱うこととする。 (一) 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児が通所支援事業 所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害 児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算する ものであること。 (二) 通所施設移行支援加算の対象となる支援を行った場合は、

支援を行った日及び支援の内容の要点に関する記録を行うこ